平成２３年（フ）第５４号
名古屋市昭和区鶴舞２丁目９番10号　リバパレス鶴舞403号
債務者　田本　由理
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３号
山口市秋穂東6798番地10伊藤誠方、住民票上の住所山口市秋穂東5483番地１
債務者　伊藤ますみ
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
山口県美祢市秋芳町秋吉5269番地７
債務者　岡田　美鈴
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
埼玉県川口市西青木４丁目４番13号　第一末広荘202号
債務者　鈴木めぐ美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
千葉県四街道市四街道３丁目３番16―607号
債務者　鶴木　泰治
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５０４号
千葉県市原市姉崎793番地１　ラフォーレコセキ202
債務者　鶴木　博幸
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２号
千葉県佐倉市中志津３丁目13番６号
債務者　長竹　弘子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１１号
千葉県印西市小倉台１丁目４番地１棟203号
債務者　青森　健二
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６号
千葉県八街市東吉田604番地９
債務者　田中　真治
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２１号
千葉県八街市八街ほ35番地59　住建ハイツ202
債務者　福田　　弘
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４号
千葉県佐倉市山王２丁目63番地16
債務者　山下　厚子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５０号
愛知県日進市岩崎台２丁目1610番地　ホーム岩崎台202
債務者　岡田　　敦
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０号
岡山県笠岡市美の浜30番地80　大平コーポⅡ106号
債務者　中川　　篤
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
茨城県つくばみらい市板橋3065番地３
債務者　桂川　一郎
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９号
茨城県かすみがうら市下稲吉1887番地24
債務者　黒木　路子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９０４号
埼玉県蕨市南町４丁目39番20号　コスモプレイス蕨207号、旧住所埼玉県蕨市北町１丁目18番２号　北町第６ホワイトハウス203号
債務者　国分　智一
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１８号
さいたま市西区大字宝来1493番地　２号棟103号
債務者　姫野　昭和
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係